

志布志市 最低制限価格算定 改正内容

(改正後) 令和元年6月1日～

1 最低制限価格の算定方法

下記の式により算出される額

$$\text{※最低制限価格(税込)} = K \times \underline{1.08}$$

$$K = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④})$$

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

※設定範囲: 予定価格の75～92%

(K、①、②、③、④のそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。)

2 対象工事

令和元年6月1日以降に

入札公告又は指名通知を行う全ての建設工事

3 公表時期

非公表

(改正後) 令和元年10月1日～

1 最低制限価格の算定方法

下記の式により算出される額

$$\text{※最低制限価格(税込)} = K \times \underline{1.1}$$

$$K = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④})$$

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

※設定範囲: 予定価格の75～92%

(K、①、②、③、④のそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。)

2 対象工事

令和元年10月1日以降に

入札公告又は指名通知を行う全ての建設工事

3 公表時期

非公表

